2～14　（略）	2～14　（略）
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第10条　（略）	**第10条**　（略）
2　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	2　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3　公正取引協議会は、前条第３項及び前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3　公正取引協議会は、前条第３項及び本条第１項若しくは第２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（施行規則）	（施行規則）
第11条　（略）	**第11条**　（略）
2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

七　殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第五十二号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、殺菌した乳酸菌飲料（以下「殺菌乳酸菌飲料」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、殺菌した乳酸菌飲料（以下「殺菌乳酸菌飲料」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第10条　（略）	**第10条**　（略）
2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた構成事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた構成事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（規則の制定）	（規則の制定）
第12条　（略）	**第12条**　（略）
2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

八　家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第二十号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、日本国内における家庭電気製品（以下「家電品」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、日本国内における家庭電気製品（以下「家電品」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項各号に規定するものであって、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。	**第２条**　この規約において「表示」とは、昭和37年公正取引委員会告示第３号に規定するものであって、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。
2～6　（略）	2～6　（略）
（違反に対する調査及び措置）	（違反に対する調査及び措置）
第14条　（略）	**第14条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の文書警告に従わないときは30万円を限度として違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	3　前二項の文書警告に従わないときは30万円を限度として違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
4　前項に規定する違約金を課し、又は除名処分をしたときは、遅滞なくその旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	4　前項に規定する違約金を課し、又は除名処分をしたときは、遅滞なくその旨を文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。